

荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金交付要綱

令和7年12月25日制定
(7荒福介第4146号)
(副区長決定)

(通則)

第1条 荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金(以下「補助金」という。)の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、区内に所在する介護サービス事業者に対し、連携システムの導入及び安定的な運用に要する経費の一部を補助することにより、介護サービス事業者の経済的負担を軽減し、介護現場におけるデジタル化及び生産性の向上を推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 連携システム 公益社団法人国民健康保険中央会が運営する居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等との間でケアプラン等のデータを連携するためのシステムをいう。
- (2) 事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定するサービス(以下「介護サービス」という。)を提供する事業所(地域包括支援センターを除く。)をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす事業所を有する介護サービス事業者とする。

- (1) 区内の事業所であって、第8条の規定による申請を行った日(以下「申請日」という。)時点において連携システムの利用の申込みを完了していること。
- (2) 申請日時点において継続して介護サービスを提供しており、かつ、休業、廃止又は区外への移転の予定がないこと。
- (3) 第13条の規定により補助金の交付を受けた後も、当分の間、介護サービスの提供を継続する意思があること。
- (4) 荒川区暴力団排除条例(平成24年荒川区条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団でなく、かつ、その職員に同条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者がいないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次条に定める補助対象期間内に補助対象者が支払いを完了した経費(消費税及び地方消費税を除く。)であって、連携システムの安全かつ安定的な運用に直接必要であると認められる別表に掲げ

る経費とする。ただし、国又は東京都その他の地方公共団体から同一の経費を対象とする補助金の交付を受けている場合は、当該経費を除く。

(補助対象期間)

第6条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、第4条各号の要件を全て満たす事業所1件につき、5万円を上限とする。

- 2 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助金の交付は、同一の事業所について、同一の会計年度において1回限りとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 連携システムの利用申込を完了していることが分かる書類の写し
- (2) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、その理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するために、別紙の補助条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る交付決定の内容又はこれに付された補助条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができる。

(変更申請)

第11条 交付決定事業者は、第8条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金変更交付申請書（別記第3号様式）により、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、変更が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を変更し、荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金変更交付決定通知書（別記第4号様式）により、交付決定事業者に通知するものとする。

（実績報告及び請求）

第12条 交付決定事業者は、補助対象となる事業が完了したときは、荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金実績報告書兼請求書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に指定する期日までに区長に提出しなければならない。

- （1）補助対象経費の内訳及び支払いを証する書類（領収書、請求書、振込明細書の写し等）
- （2）その他区長が必要と認める書類

（額の確定及び交付）

第13条 区長は、前条の規定による実績報告等があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、荒川区ケアプランデータ連携システム導入促進補助金交付額確定通知書（別記第6号様式）により通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第14条 区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- （3）補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等の規定に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の保管）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠となる書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

補助対象経費

区分	具体例	備考・条件
1 ソフトウェア関連経費	<ul style="list-style-type: none">・連携システムに対応するための介護ソフトに係る更新料、改修費又は利用料・セキュリティ対策ソフトウェアに係る購入費又は更新料・電子証明書に係る発行手数料又は更新手数料	連携システムの利用に直接関連するものに限る。汎用的なオフィスソフト等は対象外とする。
2 機器購入関連経費	<ul style="list-style-type: none">・パソコン、タブレット端末、ルーター等の周辺機器に係る費用	連携システムの利用に直接関連するものに限る。中古品は対象外とする。
3 その他	<ul style="list-style-type: none">・ケアプランデータ連携システムのライセンス料	

別紙 補助条件

第1（遵守事項）

交付決定事業者は、この要綱及び交付決定の内容に従い、適正に事業を実施しなければならない。

第2（調査等）

- 1 区長は、補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。この場合において、交付決定事業者は、その求め又は調査に応じなければならない。
- 2 交付決定事業者は、補助金の使途等に関する証拠書類（帳簿、領収証等）を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

第3（決定の取消し）

区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定又はこの交付決定に付した条件に違反したとき。

第4（補助金の返還）

区長は、第3の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてこれを返還させなければならない。

第5（違約加算金及び滞納金）

- 1 第3条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消され、第4の規定によりその返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を納付しなければならない。
- 2 第4の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した滞納金を納付しなければならない。

第6（財産処分の制限）

交付決定事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。